

## 市町村の法定意見聴取を踏まえた変更内容

変更箇所	変更前	変更後	備考																																									
P17 下から3行目	「保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付の拡大」	「保険給付費等交付金（普通交付金）の対象とする保険給付」	目次（Ⅳ－3）も修正																																									
P20 下から3行目	「(3) 激変緩和措置の対象」	「(3) 市町村が実施する内容」	目次（Ⅳ－7－(3)）も修正																																									
P30 表 14 府内市町村国保の後発医薬品差額通知の実施状況	数字等の修正 表 14 府内市町村国保の後発医薬品差額通知の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">年間実施回数 (保険者数)</td> <td>1回</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>18</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>4回</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査)			平成 27 年度	平成 30 年度	年間実施回数 (保険者数)	1回	2	3	2回	6	0	3回	18	37	4回	11	3	数字等の修正 表 14 府内市町村国保の後発医薬品差額通知の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実施件数(千件)</td> <td>221</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">年間実施回数 (保険者数)</td> <td>0回</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td>11</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>4回</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> (府健康医療部健康推進室国民健康保険課調査)			平成 27 年度	平成 30 年度	実施件数(千件)		221	257	年間実施回数 (保険者数)	0回	2	0	1回	6	3	2回	18	0	3回	11	37	4回	6	3	
		平成 27 年度	平成 30 年度																																									
年間実施回数 (保険者数)	1回	2	3																																									
	2回	6	0																																									
	3回	18	37																																									
	4回	11	3																																									
		平成 27 年度	平成 30 年度																																									
実施件数(千件)		221	257																																									
年間実施回数 (保険者数)	0回	2	0																																									
	1回	6	3																																									
	2回	18	0																																									
	3回	11	37																																									
	4回	6	3																																									

(参考)

P25「表 12 交通事故分に係る第三者行為求償実績（国保連合会受託分）」の令和元年度（令和2年9月末更新予定）について、10月以降に実績数値確定により、大阪府国民健康保険運営方針（案）で実績を記載。